

わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市感染症（防疫）対策要項

1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市医事衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

3 感染症（防疫）対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び国スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染症対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、近江八幡市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し国スポ参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対するその他の措置

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、感染症（防疫）対策について必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。